

令和元年 第12回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和元年12月20日(金) 午後2時00分
2. 場 所	峰行政サービスセンター 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員、齋藤委員
4. 出席者	永留教育長、阿比留教育部長、八島次長兼教育総務課長、糸瀬学校教育課長、庄司生涯学習課長、川辺文化財課長
5. 会議書記	扇課長補佐
6. 閉会日時	令和元年12月20日(金) 午後2時54分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第50号 対馬市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
日程第 5	議案第51号 対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について
日程第 6	議案第52号 対馬市立学校等に勤務する嘱託用務員の服務に関する規程の改正について
日程第 7	議案第53号 対馬市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部改正について
日程第 8	議案第54号 対馬市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則について
日程第 9	議案第55号 対馬市立小・中学校管理規則の一部改正について
日程第10	議案第56号 対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部改正について
日程第11	議案第57号 対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部改正について
日程第12	報告第12号 対馬市立小・中学校における医療的ケア等実施要綱について
日程第13	報告第13号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第14	その他

永留教育長	<p>ただいまから、令和元年第12回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、佐伯委員さん及び斉藤委員さんを指名します。よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」であります。お諮りします。本会議の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は本日12月20日の1日といたします。会議運営につきましては、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。</p> <p>資料の2ページをご覧ください。</p> <p>11月の30日に、姫神山砲台跡の見学会を実施しております。これは、市の文化財指定を記念して実施をした行事でありまして、募集定員をオーバーする参加者を得ることができました。ガイドに小松津代志様をお願いして、参加者皆、よい研修ができたというふうな感想をいただいております。</p> <p>それから、12月の1日に、じんけんを考えるつどい in 対馬を実施しております。人権学習発表や人権作文発表などを行った後に、加志々中の閉校のときに来て、加志々中の歌なんかを作ってくださった野田かつひこさんが語りと歌といいですか、それで非常に感動をしました。内容は非常によかったんですが、やはり例年のごとく参加者がいまいちだったなというふうに、残念に思っております。</p> <p>それから、3日から13日まで11日間の市議会が開催をされました。</p> <p>9、10、11日と会派代表質問や一般質問がありましたけれども、一般質問に関して教育委員会関係では、3名の議員さんから3件の質問を受けております。</p> <p>1件目が、海の問題について子どもたちに学習をさせたらどうかということ。2件目が、特別支援学校の小中学部の設置についての考えを聞かれました。それから3点目が、対馬島誌の再発行についてということでありました。</p> <p>それから、12、13日、対馬藩関連遺産の保存活用計画等検討委員会と書いておりますけれども、私自身は13日午前中市議会を終え</p>

	<p>まして、午後から参加をしております。これが、昨年までだったか、一昨年までだったか、昨年まで宗家御所等の保存整備の検討委員会をやっておりましたけれども、第1期が終わりましたので、ここで新しく対馬藩関連遺産群として活用計画といえますか、保存活用に対する計画を検討していくという、第1回目の会議を開いております。この中で、専門家から今後の方向性等について指導、助言をいただきました。</p> <p>それから、14、15日と基山町から小中学生が18名、あと教育長とか基肆かたろう会会長ほか、大人が10名ほど対馬を訪問して下さっております。14日に、市長に対する表敬訪問がありましたので、私も参加をいたしました。</p> <p>それから、16、17日、臨時校長研修会と書いておりますけれども、これは人事に関する校長二次ヒアリングです。ここで、教職員の意向を最終確認行いましたので、これから具体的な人事作業に入っていきます。</p> <p>以上で、諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ありましたら、その他の方でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第50号「対馬市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」から、日程第7、議案第53号「対馬市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部改正について」の提案理由が同一のため、一括して議題といたします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、議案50号から53号まで、一括してご説明を申し上げます。</p> <p>まず、3ページをお開きください。</p> <p>まず、議案第50号、対馬市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程でございます。</p> <p>対馬市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしまして、令和2年4月から会計年度職員任用制度が導入され、嘱託職員の任用根拠の統一的な取り扱いが求められるため、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>また、併せて準用しております規則の規則名の改正や決裁事項の削除及び、子ども・子育て支援法による個別事項の削除を併せて行うものです。</p> <p>内容といたしましては、4ページになりますけれども、第3条中「対馬市教育委員会教育長に対する事務委任規則」を、「対馬市教育長に対する事務委任規則」に改めるものでございます。これは、平成29</p>

年10月2日、教育委員会規則第6号で事務委任規則の一部改正がなされておりましたが、その部分について、対馬市教育委員会事務決済規程の条文の方が改正されておりましたので、今回併せて改正をさせていただきます。

次に、5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、別表第1の共通決裁事項で、教育長の専決事項であります指令及び通達と嘱託職員の雇用の方を削らせていただいております。

それから、臨時職員の雇用の方を改正案のとおり改正するものでございます。

また、6ページになりますけれども、保育料の無償化により、幼稚園保育料の減免に関する事務がなくなっておりますので、別表第2以降、個別事務の専決事項の学校教育課の14の項を削り、15の項を14とするものでございます。

続きまして、議案第51号です。7ページをお願いいたします。

対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程についてでございます。

対馬市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、同じく会計年度任用職員制度の導入に伴う改正となります。

9ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条中「嘱託用務員並びにその他の職員」を「対馬市及び市会計年度任用職員」に改めます。それから、対馬市嘱託管理要項（平成20年対馬市訓令第4号）第11条第2項第4号から第6号までに掲げるものに限る」を「対馬市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第14条（第2項第1号及び第2号を除く）」に改めるものです。

11ページをお願いいたします。

議案第52号になります。対馬市立学校等に勤務する嘱託用務員の服務に関する規程の改正についてでございます。

対馬市立学校等に勤務する嘱託用務員の服務に関する規程を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。

この改正も、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、所要の改正を必要としております。

ただ、この規程につきましては、条文の改正や勤務時間の規程等を改正する必要があるため、また規程の名称についても変更する必要があるため、対馬市立学校等に勤務する会計年度任用職員である用務

	<p>員の服務に関する規程とし、全部改正を行うものです。</p> <p>改正内容については、12ページからとなっております。</p> <p>まず、これにつきましては、対馬市会計年度任用職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則に定めるもののほか、用務員としての勤務時間、特に夏季休業期間中の勤務時間の規程等特別に定める必要があるため、その事項について規程をしております。</p> <p>最後に、14ページをお願いいたします。</p> <p>議案53号になります。対馬市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部を改正する要綱についてでございます。</p> <p>対馬市立小中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要項を、別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求めるものでございます。</p> <p>この改正も、同じく会計年度任用職員制度の導入による関係で、所要の改正を行うものです。</p> <p>16ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第1条中の「非常勤職員及び臨時職員」を、「地方公務員法第22条の2第1項による会計年度任用職員」に改めるものです。</p> <p>以上、簡単ですけれども4議案について、全て附則で施行日を令和2年4月1日からとしております。ご審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方をよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議案第50号について、何か質疑はありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>ないようでしたら、次、議案第52号について質疑はありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>ないようでしたら、議案第53号について質疑はありませんか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>質疑等ないようですから、これから採決をいたします。</p> <p>議案第50号「対馬市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第51号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第51号「対馬市教育長の権限に属する事務の</p>

	委任等に関する規程の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第52号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第52号「対馬市立学校等に勤務する嘱託用務員の服務に関する規程の改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第53号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第53号「対馬市立小・中学校に勤務する教職員の自家用車による公務旅行に関する取扱要綱の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第54号「対馬市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼をいたします。それでは、資料17ページをお開きください。</p> <p>議案第54号、対馬市学校運営協議会の規則の制定について、教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>ここで、ちょっとお詫びを申し上げます。その次、資料18ページから20ページに実際の規則、上げておりますけれども、数カ所修正点がその後見つかりまして、今別冊でお配りをしているものを条文としてご参照いただきたいと思います。まことに申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、提案理由をご説明いたします。</p> <p>今日、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化・多様化しており、教育改革や地方創生等の観点からも、学校と地域の運営・協働の重要性が増してきておるところでございます。</p> <p>今回の制定は、対馬市教育委員会と学校だけではなく、保護者及び地域住民等が一体となって、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことができるように制定をするものでございます。</p> <p>補足の説明を申し上げますと、現在、対馬市内の各小中学校におい</p>

	<p>では、いわゆる学校支援会議というものが設置をされておまして、地域や家庭と一体となった学校運営がなされている。これが、対馬市の現状でございます。</p> <p>しかしながら、昨今、国それから県において、いわゆるコミュニティースクールの設置の動きが加速をしておるところでございます。このコミュニティースクールの推進母体というのが、そこにあります学校運営協議会という会議でございます。ここを母体として、コミュニティースクールが運営をされるということでございまして、本市においても来年度、学校運営協議会を設置して、コミュニティースクールの設置に向けて動き出すこととしていると、そういうことで、本規則は市内においてコミュニティースクールの設置を可能とする規則というふうに位置づけられるものと思います。</p> <p>別紙でお配りしておりますこの規則の中身をかいつまんでご説明をいたしますと、第1それから第2条では、その趣旨、目的について、先ほど申し上げましたようなことを示しておるところでございます。</p> <p>第3条においては、これ2行目にあります「ただし、2以上の学校の運営に関し」というのは、いわゆる小中併設の学校が存在をしております。併せて、地域柄、小中で一体となった教育ということを可能にするために、この第3条の条文を記載しているところでございます。</p> <p>以下、第4条、第5条においては、協議会組織の委員について、そして、第6条では協議内容等について定めております。</p> <p>以下、もう詳細は申し上げませんが、守秘義務であったり、委員の解任であったり、そしてこの運営協議会に係る対馬市教育委員会のかかわり方、役割等について示しているところでございます。</p> <p>なお、この案が承認をいただきました上は、今年度中に来年度学校運営協議会の設置を検討しております佐須奈小・中学校が今、手を挙げておりますので、佐須奈小・中学校に対して説明やら指導を行うということにしておりますことを申し添えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の上、ご承認くださるようお願いを申し上げます。以上です。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。質疑はありませんでしょうか。
佐伯委員	今は、学校評議員会等が、各校であったりしていると思うんですが、私は一、二校しか知らないんですが、知っている範囲では極少数でされてある学校があったりとか、中学校であれば広い範囲の保護者を集めて、まあまあ的人数になってされてあるところがあると思うんですが、実際は何年後ぐらいを目途に絶対的な普及というのはイメージしていらっしゃるのかなというのをちょっとお尋ねいたしたいです。

糸瀬課長	<p>今、長崎県では、令和2年度までに各市町最低1校の設置を求めているところでございます。</p> <p>それを受けて、本市においても来年度、令和2年度4月から佐須奈小・中学校でまずは運用ができないかなど。</p> <p>その結果、効果がいろいろあるかと思えます。課題もあろうかと思えますので、そういったことを受けて、その後各小学校、中学校にこの学校運営協議会の設置等を推進していくという形になろうかと思えます。</p> <p>まずは佐須奈でということですよ。</p>
佐伯委員	<p>佐須奈でということですね。わかりました。</p> <p>やはり、ちょっと組織の、学校内のやり方が大きく変わる事柄になりますので、慎重にやりたいということなんでしょうけど、負担を考えつつということで大変かと思えますけど、適切な運営をよろしく願いいたします。</p>
糸瀬課長	<p>ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>失礼いたします。このコミュニティースクールがもう話題になってから、随分経つんですけど、対馬市の場合、学校支援会議とかもうそれで十分役割を果たしている部分がございますね。</p> <p>それともう一つ、地域によってはその役員4名、5名を選出するのも非常に大変、苦慮していらっしゃる地域もあるんです。</p> <p>だから、これで行くと協議会には原則15名以内、そしてまた守秘義務云々があるんですけど、そのあたり教育委員会として、果たしてその全国というか、もう文科省がそういうふうになっているから県も流れで同じく来ているんでしょうけれども、ただ、対馬市として令和2年度までに最低1校、それでまたその後という部分がございます。でも、何かもう少し、この対馬市の特性というものを考慮しながら教育委員会として提案の仕方というのを、やっぱり慎重にしていきたい。</p> <p>県の方も、やっぱりこのコミュニティースクールについては、結構いろいろ思いもあられるというのもちょっと聞いておりますので、少しそのあたりは大事にしたいところかなと思えます。要望ですけど、すみません、よろしく願いしたいと思えます。</p>
糸瀬課長	<p>確かに承りました。これについては、この数年の県の動きというものも大きく変わりました。</p> <p>当初は、学校支援会議があるということで、このコミュニティースクールについてはちょっと後ろ向きだったようなところもありますが、国の方からも指導もありまして、コミュニティースクールを推進するという立場になったということございまして、県からも留々指導や説明やらを受けた中で、委員さんおっしゃったように、それぞれ実態もござい</p>

	<p>ます。ただし、県のご指導もございますので、まずは一校でやってみて、いいところ、課題、そういったものを洗い出しながら行けるところは行ってみよう、次に行ってみようというような姿勢で臨むこととしております。</p>
一宮委員	<p>ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>少しつけ加えですけれども、令和2年度から小学校でも新学習指導要領が全面実施をされますけれども、この新学習指導要領の趣旨も、やはり地域とともに学校教育を進めていこうというような方向姿勢がありますし、学校を中心にして地域の活性化を図っていこうというふうな、基本的な考え方があります。ちょうど、それと重なる部分もあるんじゃないかなというふうに捉えております。</p> <p>別件で、何かありませんでしょうか。</p>
会場	<p>「なし」の声</p>
永留教育長	<p>じゃあほかに質疑等ないようですから、これから議案第54号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第54号「対馬市立学校における学校運営協議会の設置に関する規則について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声</p>
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第9、議案第55号「対馬市立小・中学校管理規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から、提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。それでは、資料21ページ及び22ページ、その次の23ページ、24ページの対照表をご参照いただければと思います。議案第55号、対馬市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明し、教育委員会の承認を求めるとでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、そこに記載のとおり、対馬市では、対馬市立小中学校が、円滑かつ適正な学校運営ができるように管理運営の基本事項を定めております。</p> <p>今回の改定は、平成29年3月に告示をされました学習指導要領の改訂に伴い、それに即した教育課程が編成できるよう、また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づき、対馬市立小中学校に学校運営協議会が設置できるよう、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>具体的に、新旧対照表を使ってご説明を申し上げます。資料23ページ及び24ページをご参照ください。</p>

	<p>まず、第5条の第2項の中に、「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」と記載してあるところを、「特別の教科である道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動」というふうに改めております。</p> <p>これは、学習指導要領が改訂をされ、いわゆる昔の道徳が特別の教科である道徳という名前になったということ。それから、外国語活動が小学校に導入をされたということを受けての改正というふうに捉えていただければと思います。</p> <p>それから2つ目、第12条第1項第2号、これを削ります。これは、特別の教科である道徳が、いわゆる教科書ができました。よって、副読本の必要がないということから、この（2）の副読本を削って、そしてその下の方については順次項を上げたということでございます。</p> <p>それから最後、学校運営協議会に関すること、今まではございませんでしたけれども、第28条の2として「学校には、学校運営協議会を置くことができる。」2として「学校運営協議会について必要な事項は、教育委員会が定める。」ということで、これが先ほど議案第54号でご説明をしたところでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。 質疑等ありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	質疑もないようですから、これから議案第55号を採決します。 お諮りします。議案第55号「対馬市立小・中学校管理規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第10、議案第56号「対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部改正について」を議題とします。 事務局から提案理由の説明をお願いします。
糸瀬課長	失礼いたします。それでは、議案第56号、対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部を改正する規程について、教育委員会の承認を求めたいと思います。 提案理由といたしましては、令和元年度で対馬市立浅海中学校が閉校になることに伴う同校の削除及び組織の内容を具体的にするため、題名を改めるというものでございます。 詳細につきましては、27ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

	<p>まず1つ目でございます。一番上に書いてありますが、現行は「対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程」というふうにしておりますが、これを「対馬市立小・中学校事務共同実施室組織運営規程」というふうに変更。これは、事務に関することだということを明確にするために、この題名に変えるというものでございます。</p> <p>2つ目でございますが、御存じのとおり、対馬市立浅海中学校が本年度をもってなくなるということから、今まで豊玉地区にありました浅海中学校の方を削除いたしまして、改正案のとおりにしたものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお祈いします。</p> <p>質疑等はありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>質疑等ないようですから、これから議案第56号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第56号「対馬市立小・中学校共同実施室組織運営規程の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第11、議案第57号「対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。それでは、対馬市立小中学校の通学区域の設定に関する規則の一部を改正する規則についてご説明を申し上げます。</p> <p>これにつきましては、提案理由といたしましては、令和元年度の浅海中学校が閉校になるということに伴いまして、通学区域の変更、それから字句、文言です、字の訂正がありますので、一括して行うものでございます。</p> <p>詳細につきましては、新旧の対照表をご覧くださいと思います。</p> <p>まずは、別表1にございますが、小学校の表のところ、対馬市立美津島北部小学校の項中の「住吉」を、「鴨居瀬住吉」に改め、対馬市立比田勝小学校の項の中の「富浦」という字の「富」の字が、冠の上の点がないのが正しいということですので、そのように改めるというものでございます。</p> <p>2つ目は、別表の2、裏面になります。中学校の表の中で、対馬市立大船越中学校の項の中の「島山」の次に「大山」を加える。そして、</p>

	<p>同じく対馬市立浅海中学校の項を削りまして、対馬市立豊玉中学校の項の中の「仁位」のところを「小船越、芦浦、賀谷、濃部、鴨居瀬、鴨居瀬住吉、赤島、仁位」に改め、先ほども申し上げましたが、対馬市立比田勝中学校の項中の「富浦」を正しい「富浦」に改めるというものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議の上、ご承認くださるようお願いを申し上げます。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。</p> <p>質疑はありませんでしょうか。</p>
会場	「なし」の声
永留教育長	<p>教育長が言ったらおかしいかもしれませんが、中学校の方でこの大船越から赤島まで、仁位より先に来ておるけれども、どうして。</p>
吉野委員	<p>学校順から言ったらこうなるじゃないですか。浅海中は豊玉より先なので、上なので、そういうふうには。</p>
糸瀬課長	<p>いわゆる南から順という認識で私は理解をしておりましたが、だから、大船越の場合は大山が一番北になるので、多分大山が一番最後なんだという話です。</p>
佐伯委員	<p>地域に番号がふってありますよね、長崎だったら42で始まる。</p>
糸瀬課長	<p>長崎は、県番号は42番ですね。</p>
佐伯委員	<p>それから10桁ぐらいの番号が、地域地域にふってあるんで、それに準じている気がします。</p>
吉野委員	<p>条例の学校順だろうからね。大船越と豊玉の間に浅海があったから。浅海がこのたびやめたら、豊玉の字の上にも書いても問題ないと思うけど。これ、何か条例かなんかの順番がこの学校順って。</p>
佐伯委員	<p>住所を専門によく扱うので。</p>
糸瀬課長	<p>特に違和感はないです。</p>
吉野委員	<p>区長さん方にもそうになってないね。豊玉に今、鴨居瀬やなんかが入っているけど、豊玉は仁位から始まって最後に美津島の。</p>
八島次長	<p>行政区は含まないですね。住所コードを南からずっとこう。</p>
吉野委員	<p>そうだろう、やっぱりそういう行政順番じゃろう。</p>
糸瀬課長	<p>すみません、担当がよくわかっていませんでした。ごめんなさい、わかりました。</p>
永留教育長	<p>じゃあ、ほかに質疑等ないようですから、これから議案第57号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第57号「対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第12、報告第12号「対馬市立小・中学校における医療的ケア等実施要綱について」を議題とします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。それでは、報告第12号、対馬市立小・中学校における医療的ケア等実施要綱の制定についてご報告を申し上げます。</p> <p>報告の理由といたしましては、そこに書いておりますけども、平成25年の学校教育法施行令の改正により、一定の障害がある児童生徒について、原則として特別支援学校に就学するという仕組みが改められ、個々の障害の状態、教育的ニーズ、本人・保護者の意向、教育・医療・心理学等の専門的見地からの意見、地域の実情を踏まえた総合的な観点から就学先を決定するという仕組みに改められております。</p> <p>対馬市では、次年度、医療的ケアを必要とする児童が市内小学校への入学を予定しておりまして、医療的ケアを可能とする体制づくりが必要であります。本要綱は、医療的ケアを可能とする看護師を学校に配置するに当たり、医療的ケアの実施について必要な事項を定めたものでございます。</p> <p>その次のページ、33ページからが実施要綱でございます。大きなところだけ簡単に申し上げますが、まず、この要綱の趣旨は、その第1条でございますように、看護師の資格を有する者、これを学校看護師という名称といたしました。この学校看護師を配置するというのが主な目的でございます。</p> <p>また、第2条以降には、その業務内容それから実施の条件、そして業務に伴う学校体制の構築及び実施の手続またはそれに必要な様式等について、一括してまとめておるものでございます。</p> <p>特に、第6条でございますが、医療的ケアの校内委員会の設置であるとか、第7条からの実施の手続、そしてそこに対する教育委員会の仕事、業務といいますか、そういったものも併せてつけております。</p> <p>36ページにあります第11条からは、学校看護師の役割ということで、幾つか示しておるところでございます。</p> <p>この学校看護師の配置につきましては、来年度1件ということで今、制定をしようとしているところでございますが、今後対馬市内においてもこの医療的ケアを必要とする子どもさんが入学する可能性があるという将来的なものも含めて、今の段階でこの実施要綱を作成しているところでございます。</p> <p>ご審議をいただきますようお願いを申し上げます。</p>
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょう

	か。
吉野委員	36ページの看護師の役割の(3)実施記録表を記録し、校長の承認を受けるといふのと、次のページの養護教諭の役割、ここでも必要な書類を作成し、記録、保管するとある。これは、養護教諭も記録をつくるんですか。看護師とほぼ同じ児童か生徒に対してだろうと思うけど、同じものを看護師も養護教諭もつくるということ。
糸瀬課長	そういうことになります。 ここで言う学校看護師というのは、あくまでもその子どもさんに対するものでもあります。 養護教諭は、全体を統括するという立場もございますので、両方に記録を求めるといふことでございます。
吉野委員	重複しているかどうか知らない。ほぼ、同じようなこともありますね。
糸瀬課長	その可能性はあります。だから、その辺の住み分けというものも、校内委員会の中で、どこまでがどっちが、こっちがということもやはり、整理をしていく必要があるかと思ひます。それについては、今後詰めていかなければいかんと思ひています。
吉野委員	養護教諭(3)の把握し、保管するといふことは、何となくよくわかるわけですね。ケアや必要な書類を作成し、これ毎日同じようなことをするといふのはちょっとどうかと。
糸瀬課長	ありがとうございます。ちょっと整理を、またしていければと思ひております。
永留教育長	学校看護師が作るの、その子どもの様子を中心に、養護教諭はそこよりもむしろ、例えば学校医との連絡文書であるとか、市教委との文書であるとか、そっちの方が中心になると思ひます。
吉野委員	そこに書いてある、主治医との関係、連携等ですね。わかりました。
永留教育長	別件でありませんでしょうか。
佐伯委員	2点、お尋ねをします。1つは、具体的なイメージがちょっとできないんです。具体例とかがあればとても助かります。
糸瀬課長	現在、上のほうの学校、今幼稚園の年長さんで、来年度1年生として入ります。現在、このお子さんについてはこども園の中で対応をいただいていると。もちろんその看護師資格を今、持った方が介助員として入っておられるんです。非常にありがたいことに、資格をもっておられて、具体的な作業としては、たんを取ったりといふことがまずあるんですけども、今度小学校1年生に入ったときに、今の介助員では医療行為ができないんです。たんが詰まってしまったら、もう命の危険がございますので、これはやはり看護師資格を持った方がある意味介助員として入れるということになります。 ところが、介助員という身分では、やることに限度がございます。そ

	<p>こで、新たに資格を看護師という身分の立場の方を入れて、だから人としては変わらないんです。その方がそのままなっただけなんです、今回は。</p> <p>そういう流れの中で、いい具合に人もおられて、そういったケアができるという人的な確保が、目途がついたものですから、これはもう将来的なことも含めて、学校看護師という身分を作ろうということで、こういう要綱を作ったということでございます。</p>
佐伯委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>2つ目は、それに関連して、お休みの日の児童の扱いはどのようになるのかということ。</p>
糸瀬課長	児童が休むとき。
佐伯委員	いえ、看護師さんがお休みの日の手当をどういうふうに。
糸瀬課長	<p>看護師さんも、いわゆる今言うところの介助員さんと同じ勤務状態なので、基本的には子どもが登校して下校まではずっと張りつき状態になります。</p> <p>ところが、もしその方が病気になってという場合もあるかと思うんです。そういう場合には、かわりの方というか、同じ看護師さんも、一応人の手配はできておりまして、していただけるという見込みが立っております。現状ですね。</p>
佐伯委員	そういうことですか。わかりました。ありがとうございます。
吉野委員	この学校看護師というのは、これは対馬市独特のものですか。どこがほかにもそういう例があるのですか。
糸瀬課長	ほかの市町村の例もいろいろ、これに関しては探しまして、学校看護師という名前ではないところもあります。医療介助員なんていう名前もありますが、一応本市ではもうわかりやすく、看護師の資格を持つという前提とするために、あえて学校看護師という名称にして制定をしています。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。
一宮委員	整理をしたいので。つまり、身分的にはまだ介助員ですか。違うんです。つまり、看護師資格を持った方が介助員としての雇用になるのか。もう、別枠で学校看護師さんの位置があるのか。
糸瀬課長	<p>まず、会計年度任用との関係もあるんですけども、会計年度任用制度で言うところの介助員等があります。これはもう、あくまで介助員です。</p> <p>ところが、ここで言う学校看護師は、もう看護師としての雇いになります。だから、変な話、給与が違う。医療行為ができる方を限定しています関係で。だから、給料表的には看護師と同じ給料表を適用するという形になります。業務ももちろん、その子の実態に応じてですけども、看護師としてできることを、病院との連携しながらやっていくという形</p>

	になります。
一宮委員	対馬市では非常に今、看護師が病院でも不足している状況で、よくその人的配慮ができたなと思って、ちょっと差し支えない範囲で。
糸瀬課長	簡単に言うと、ラッキーだったということだけです。ちょうど上の方におられた。
一宮委員	今は、お一人で、こういうふうな状況ですけど、またこういうふうな例が増えてきたときに、大変な状態に……。
糸瀬課長	懸案として要綱はあるけど人が見つかるかというのは、2例目、3例目以降の課題になるということはありません。
一宮委員	そうですね。ただし、もう学校看護師としての給料表なり、身分の保証をしているということ、もうスタートがここになれば、やっぱりそういうふうな要請があったときには、教育委員会としては何らかの手を打たないといけないという形になるので大変ですね。
糸瀬課長	今の世の中での状況として、さっき申し上げた提案理由の中でも申し上げました、保護者の願いであったり、子どもさんの願いであったり、そういったものを総合的に勘案して、できるなら親元でという強いご意向もございますので、それになるべく沿う形でということで、こういう諸制度を整備するということでございます。
永留教育長	別件はありませんでしょうか。
会場	「なし」の声
永留教育長	では、ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件を事務局からお願いします。
事務局	1月の令和2年第1回教育委員会会議ですが、31日の金曜日で実施したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
永留教育長	皆さん、都合はよろしいでしょうか。
会場	「異議なし」の声
永留教育長	<p>それでは、次回の会議は1月31日、14時から、場所は、峰の予定をしておきます。</p> <p>正式文書は、また改めて通知をいたします。</p> <p>これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第12回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。</p>

